

○海部地区急病診療所組合嘱託員設置要綱

(昭和62年2月27日)
要綱第1号

改正	平成5年2月15日	要綱第1号	平成21年9月7日	要綱第1号
	平成7年3月20日	要綱第1号		
	平成15年6月1日	要綱第1号		

(設置)

第1条 海部地区急病診療所組合（以下「組合」という。）の業務の円滑な運営を図るため、組合に嘱託員を置く。

(身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とする。

(業務)

第3条 嘱託員の業務は、別に組合管理者（以下「管理者」という。）が定める。

(任用)

第4条 嘱託員は、次の各号の一に該当する者で法第16条の規定に準じ、同条各号の規定に該当しない者のうちから管理者が任命する。

- (1) 組合の業務について豊かな学識又は経験を育する者
- (2) その他管理者が適当と認める者

2 嘱託員の任用は、毎年正規職員に準じた辞令様式により辞令を交付して行う。

(報酬及び費用弁償)

第5条 嘱託員の報酬は、月額で支給し、支給額は管理者が定める。

2 次条第1項に規定する勤務時間を勤務しないときは、同条第3項（休憩時間を除く。）及び第4項に規定する特別休暇又は年次有給休暇を与えられた場合を除き、その勤務しない時間に相当する額を正規職員の例に準じ減額する。

3 嘱託員が職務のため旅行したときは、海部地区急病診療所組合職員等の旅費に関する条例（平成2年条例第5号）の規定を準用して旅費を支給する。この場合において、支給する旅費については、6級以上の職務にある者の基準を適用する。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務時間は、1週間当たり30時間を超えない範囲内で、かつ、1日につき7時間を超えない範囲内において管理者が定め、勤務を要しない日は、火曜日及び水曜日並びに別に管理者が定める日とする。

2 管理者は、嘱託員に勤務を要しない日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を命ずる必要がある日後に管理者が定める期間内において勤務を要しない日の振替えを行うことができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、特定の一週間について、勤務日が5日を超え、勤務時間が31時間30分を超えて勤務させることができる。

3 嘱託員の休日、休憩時間は正規職員の例による。

4 嘱託員には、選挙権その他公民としての権利の行使及び公務上の傷病を療養するため必要と認められる場合には、有給の特別休暇（時間単位を含む。）を与えるほか、労働基準法（昭和22年法

律第49号) 第39条の規定に準ずる年次有給休暇(1日単位)を与える。

5 嘱託員には、前項に規定するもののほか、必要やむを得ないと認められる場合には、無給休暇を与える。

(服務及び懲戒)

第7条 嘱託員の服務及び懲戒については、原則として正規職員の例による。

(解雇)

第8条 嘱託員は、次の各号の一に該当する場合は解雇されることがある。

- (1) 嘱託員としての能力又は適性を著しく欠く場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- (3) 懲戒として免職されるに至らないが、それに準ずる理由がある場合

2 嘱託員の解雇制限及び解雇予告については、労働基準法第19条から第21条までの規定が適用される。

(離職)

第9条 嘱託員は、次の各号の一に該当する場合は、離職するものとする。

- (1) 退職を願い出て承認された場合
- (2) 任用期間が満了した場合
- (3) 年齢が満63才となった日の会計年度の末日に達した場合。ただし、管理者が特に必要と認められた者を除く。
- (4) 死亡した場合
- (5) 第7条の規定による懲戒免職又は前条に規定する解雇の場合

(社会保険)

第10条 嘱託員は、原則として雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の被保険者とする。

(公務災害補償)

第11条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成15年海部地区休日診療所組合条例第1号)の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に組合の業務を嘱託されている者については、この要綱による嘱託員として任用されたものとする。

附 則(平成5年2月15日要綱第1号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日要綱第1号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
(施行日前の離職の決定その他の手続き)

2 この要綱の施行の日の前日に嘱託員の離職に関しなされた決定その他の手続きは、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成15年6月1日要綱第1号)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日要綱第1号)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。